

令和2年度 大井町地域公共交通網形成計画策定調査委託 仕様書

1 委託業務名

大井町地域公共交通網形成計画策定調査委託

2 業務の目的

大井町では、鉄道（JR御殿場線）、路線バス（富士急湘南バス株）及び高齢者や交通手段を持たない住民へのサービスとして巡回福祉バス「ふれあい悠悠」が運行している。

人口減少や高齢化が進行する中で、相和地区における路線バスの減便や小・中学生の足の確保、巡回福祉バスに代わる新たな公共交通システムの構築、さらには大井中央土地区画整理事業や未病改善拠点施設「未病バレーBIOTOPIA」など新たな人の流れに適応した交通網の形成などの課題を抱えている。

本業務は、この課題を解決するため、令和元年度に行った公共交通の現状把握や、公共交通利用者アンケート調査などの結果を活用しつつ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正（平成26年11月20日施行）に規定する基本方針に基づき、まちづくりとの一体的で最適な公共交通ネットワークの形成に資するよう、公共交通政策のマスタープランとなる「大井町地域公共交通網形成計画（以下、「網形成計画」という。）」を策定することを目的とする。

3 基本条件

(1) 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

ただし、本委託業務にて提出を求める成果物等の納入については別途協議により定める

(2) 委託料の上限

5,995,000 円(取引に係る消費税及び地方消費税相当額(10%)を含む。)

(3) 委託内容

業務の内容一式とし、委託料の範囲内で契約時に決定する。

4 業務の内容

(1) 地域内公共交通に関する現況調査（※既存資料により実施）

- ア 大井町の現状整理
- イ 上位/関連計画等の整理
- ウ 地域公共交通の現状分析

(2) 町民の意向把握の実施

ア 町民アンケート調査

- ・相和地区の対象者：全世帯（参考：令和2年5月末時点499世帯）
- ・相和地区の調査方法：自治会配布（町実施）、郵送による回収
- ・金田・曾我地区の対象者：15歳以上の町民1,500世帯無作為抽出（住民基本台帳）
- ・金田・曾我地区の調査方法：郵送による配布・回収
- ・調査票は1世帯に3票を同封する。
- ・調査票の設問設計、調査票の印刷、発送・回収（封筒作成、ラベル用紙、郵送費の負担を含む）及び集計・分析を行う。
- ・金田・曾我地区の調査対象者の抽出・ラベル印刷は町が実施する。

イ 交通事業者・関係団体アンケート調査

交通事業者や社会福祉協議会等の関係団体に対し、アンケート調査を実施し、町民の定性的な利用特性や公共交通の問題点等を分析する。

ウ 地区別ヒアリングの実施

町民の地区別の移動実態や町の交通に関する意見を幅広く収集し、網形成計画に反映させる。（6回程度に分けて開催）

エ 町民ワークショップの開催

網形成計画に町民の意見を反映させるため、形態・開催方法等の提案（開催回数については3回程度を想定）、準備、出席、司会進行、ファシリテーター、記録作成等

(3) 地域公共交通を取り巻く課題整理

上記（1）（2）までの結果を踏まえて、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。

(4) 網形成計画検討にあたっての提案・網形成計画の素案の作成

計画の検討にあたり、次の事項について提案し、素案を作成する。

ア 基本方針

大井町が目指すべき将来像とその中で公共交通が果たす役割を明確化し、取組みの方向性を定める。また、まちづくり、福祉、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。

イ 計画の区域

大井町全域とする。ただし、広域交通圏における連携を強化・充実するため、隣接市町についても検討の対象に含める。

ウ 計画の目標

基本方針に即した目標を設定する。なお、できる限り数値化する。

エ 事業・実施主体

目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像及び具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。

また、大井町の実情に即した交通サービスの組み合わせを検討し、交通モード間の役割分担や連携策、公共交通マーケティングを踏まえた持続可能性の交通サービスするための方策を記載する。

オ 計画の達成状況の評価

達成状況の評価指標と評価を踏まえた見直し方針を策定する。

カ 計画期間

令和4年度～令和8年度までの5年とする。

(5) 利用促進策の提案

大井町の公共交通を実際に利用する人が安心して公共交通を利用できるような利用促進策を提案する。また、これまで利用してこなかった住民に対し、新たに公共交通を利用してもらうための施策を提案する。

(6) 新たな公共交通システム構築の支援（※提案内容に基づき実施）

ア 実証運行計画（案）の検討

令和3年度の実証運行における計画を検討する。

イ 事業収支の試算

運行計画や運行事業者へのヒアリング等を基に、収入と支出を試算し、事業採算性（町負担額）を検討する。運賃を有料化した場合の収入については日利用者数を推計し、運賃、年換算日数等を乗じて試算する。

ウ 事業評価の検討

他自治体での評価指標等を整理した上で、実証運行後の実施可否の判断基準やその考え方（本格運行・運行改善・廃止の基準）など運行評価の手順、評価基準などを検討する。

※本交通会議では、鉄道、路線バス、タクシー等と組み合わせて町の実情に沿ったネットワークを形成していくことを目的としている。しかし、現段階では運行形態が定まっておらず、令和2年度における交通会議等での意見を尊重した運行形態が決定されることに留意する。

また、周辺自治体との広域連携などを検討していく。

(7) 大井町地域公共交通会議の運営支援

大井町地域公共交通会議（4回程度）の資料作成、会議の出席、運営補助、議事録作成など、必要な支援を行う。

5 成果品

(1) 中間報告書 3部

(2) 町民意向調査集計・分析報告書（簡易製本） 30部

(3) 上記（1）、（2）及び網形成計画素案等の電子データ 1式

6 業務打合せ等

- (1) 受託業者は、業務着手前に業務実施計画書、行程表等を大井町地域公共交通会議に提出し、承認を得るものとする。
- (2) 受託業者は、大井町地域公共交通会議の指示に従い、業務の進行について打合せを行うものとする。
- (3) その他調査に必要な現地調査等については、大井町地域公共交通会議と協議して行うものとする。
- (4) 打合せ等に必要な資料作成及び会議開催経費等は、委託料に含まれるものとする。
- (5) 受託業者は、大井町地域公共交通会議が必要と認める打合せには必ず参画するものとする。
- (6) 本仕様書に明記のない事項についても業務履行上必要となるものは、大井町地域公共交通会議と協議の上、これを行うものとする。

7 資料の収集

- (1) 受託業者は、業務の遂行上必要な資料について、受託業者の責任と負担において収集するものとする。
- (2) 大井町地域公共交通会議は、業務の遂行上必要な資料について、受託業者の要求に基づき適宜それを貸与するものとする。ただし、これら貸与する資料は、大井町地域公共交通会議の許可なく他に公表し、又は貸与してはならない。また、受託業者は、返却指定日又は業務の完了後ただちに貸与された資料を返却しなければならない。

8 疑義

受託者は、業務の内容に疑義が生じた場合には、大井町地域公共交通会議と協議し明確にするものとする。

9 秘密保持及び中立性の義務

受託者は、大井町地域公共交通会議の許可なく調査の結果を公表し、若しくは貸与し、又は他の目的に使用してはならない。

また、本業務の遂行時は常に中立性を保ち、業務上知り得た内容について第三者に漏らしてはならない。

(令和3年度の委託業務内容及び成果品(予定))

1 業務内容

(1) 網形成計画素案の改定案及び概要版の作成

ア 取り組むべき実施事業の検討

- ・交通事業者等関係機関との協議・調整
- ・事業概要、実施主体及びスケジュール等を検討

イ 計画評価手法の提案

- ・PDCAサイクルによる推進体制、評価の方法及びスケジュールなどを検討

ウ 網形成計画素案の改定案の作成

エ 網形成計画の概要版の作成

(2) パブリックコメントの実施支援

網形成計画改定案に関して、広く町民の意見を集約する目的でパブリックコメントを実施するための支援を行う。必要な意見に関しては計画に反映する。

(3) 網形成計画の策定

パブリックコメント等を踏まえ、一部修正し、網形成計画を策定する。

(4) 新たな公共交通システムの実証運行の実施・評価(※提案内容に基づき実施)

ア 実証運行の準備

イ 実証運行の実施支援

ウ 実証運行の評価

(5) 公共交通マップの作成(※提案内容に基づき実施)

(6) 大井町地域公共交通会議の運営支援

大井町地域公共交通会議(3回程度)の資料作成、会議の出席、運営補助、議事録作成など、必要な支援を行う。

(7) 打合せ協議

業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り時及び業務の完了時において打合せ協議を実施するものとする。

2 成果品

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 業務報告書 | 2部 |
| (2) 網形成計画 | 150部 |
| (3) 網形成計画概要版 | 200部 |
| (4) 公共交通マップ | 3000部 |
| (4) 上記の電子データ | 1式 |